

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書（案）

インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業種となり、消費税納税の義務が発生する。課税業者にならないければ、取引から除外される可能性もある。

個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強られる。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。

インボイス導入の主たる目的は、上述した人たちへの更なる課税強化と消費税増税であり、導入によって地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済の更なる疲弊を招きかねない。

国は、2023年10月から消費税インボイス制度を導入するとし、本年10月1日から事業者登録を始めるとしている。

国会内でも本年4月4日に自民、立憲、共産党議員などが院内集会を開き、この制度の延期・中止を求める集会を開いた。日本商工会議所も「これでは中小業者が淘汰される」として反対を表明している。中小企業団体、税理士団体等も実施の中止を求めている。

新型コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1000万円以下の免税事業者が事業の継続をするためにも、消費税インボイス制度実施の延期・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官